

意見書案第4号

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の慎重審議に関する意見書について

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の慎重審議に関する意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣及び内閣官房長官へ提出するものとする。

平成30年12月4日提出

尼崎市議会議員	開	康	生
同	丸	岡	鉄也
同	光	本	圭佑
同	前	迫	直美
同	土	岐	良二
同	林		久博
同	松	澤	千鶴
同	須	田	和
同	明	見	孝一郎

(別 紙)

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の慎重審議に関する意見書

政府は、本年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足を背景に一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があるとして、新たな在留資格を創設するほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組むことなどを決定しました。これを受けて、本年11月2日、新たな在留資格として特定技能1号及び特定技能2号を創設することなどを内容とする出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)が閣議決定され、第197回国会に上程されました。

確かに人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性の制約要因となる恐れがあります。また、国際協力を目的とする技能実習制度や資格外活動である留学生のアルバイトが安価な労働力の確保策として使われ、労働関係法令違反や人権侵害が生じているなどの指摘もあります。我が国における外国人労働者数は急速に増加し、昨年には約128万人に上っており、外国人材の受入れ制度を整備することには大きな意義があります。

しかしながら、改正法案では、特定技能の在留資格において外国人材に求める技能水準や日本語能力水準の認定基準は具体的に示されておらず、受入れ対象分野についても、改正法案の成立後、その施行までの間に法務省令で定めるとされています。また、受け入れた外国人の支援については、社会保険の家族への適用が日本居住を要件に加える方向で検討されているところですが、保険料未納や不適切使用の防止なども議論となっており、そのほか日本語や我が国の商習慣を理解してもらうための教育制度の整備など、多種多様な

外国人の受入れ環境の整備についてもより詳細に制度設計を詰めていく必要があります。

改正法案の提出に至るまでの経緯をみると、本年2月20日の経済財政諮問会議を受けて制度改正の検討を開始してから、わずか約4カ月で新たな外国人材の受入れ制度を決定しています。我が国の将来に多大な影響を及ぼす極めて重要な制度改正であることから、さらに議論を深め、改正法案に対する懸念を払拭するに足る徹底的な検討を行うべきであると考えます。

よって、政府及び国会におかれては、改正法案について慎重な審議を尽くし、適正な対応をされるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月 日

尼崎市議会議長

波 多 正 文

衆 議 院 議 長	大 島 理 森
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
法 務 大 臣	山 下 貴 司
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉